

幸田町子どもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第4条～第11条）

第3章 大人による子どもの権利保障（第12条～第16条）

第4章 子どもを大切にすまちづくりの推進（第17条～第26条）

第5章 子どもの権利侵害からの救済及び回復（第27条～第29条）

第6章 雑則（第30条）

附則

子どもは、一人の人として、かけがえのない価値と尊厳をもって、この世に誕生しました。子どもたち一人一人は、独立した人格を持ち、自らの力で未来を切りひらく主人公です。そのためには、生きる権利、こころと体が大切にされる権利、子どもの意見が尊重される権利、学ぶ権利、差別や貧困から救済される権利等の保障が欠かせません。子どもは、その権利が保障される環境の中で、豊かな子ども時代を過ごすことができます。そのためには、家庭や学校・地域・行政がしっかりと手を結び合い、子どもたちのよきサポーターでなければなりません。

子どもたちを取り巻く現実には複雑です。「子どもの権利とは何か」について子どもと子ども、子どもと大人がともに学び合うことが大切です。年齢に応じたこころの問題、人と人との関係や社会の仕組みを学習する中でともに成長するものです。その権利を実行することを通して、お互いに他の人の権利を尊重するこころや責任を身につけることができます。

子どもは、大人とともに幸田町を創っていく大切なパートナーです。保護者や子どもに関わる仕事や活動に携わる大人だけでなく、すべての町民が、子どもに対する責任を負っています。このため、まち全体で子どもが育つ環境の整備や子どもと直接向き合う大人たちを支援していかなければなりません。

子どもにやさしいまちは、大人にとっても親しみ深いまちとなるはずで、子どもが夢を育てること、それは、そこに住むすべての人の希望になります。

子どもは、今を生きる地球市民として自国の文化を大切にしながら、世界の人々と交流し、平和の大切さ、異なった文化の理解、自然を取り巻く地球環境問題等を学び合わなければなりません。これは、国際的な視野を育み、幸田町の子どもが一人の人として成長していくには何が大切かを理解するために必要です。

私たちは、このようなまちづくりを目指し、幸田町が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、幸田町子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づいて、子どもの権利を保障し、子どもが生きていることよき喜びを感じつつ、いきいきと育つことを地域社会全体で支え合う仕組みを定めることにより、子どもを大切にすまちの実現を目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 子ども 町内に住んだり、町内で学んだり、活動したり、働いたりする18歳未満の人
その他これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人をいいます。
- (2) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する立場にある人をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 町内にある児童福祉施設、学校教育施設、社会教育施設、民間教育施設
その他子どもが学ぶために利用する施設をいいます。
- (4) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者、教員及び職員をいいます。
- (5) 地域住民 地域の住民、地域で活動を行う団体及び町内の事業者をいいます。

(基本的考え方)

第3条 この条例により子どもの権利を保障し、子どもを大切にすまの實現は、次の考え方に基づきます。

- (1) 子どもの幸せや子どもにとって最もよいことを第一に考えます。
- (2) 子どもの生きるよろこびを育むため、その気持ちや考え、行動する力を大切にします。
- (3) 子どもの年齢や発達に配慮します。
- (4) 子どもと大人の相互理解を基本に、地域全体で取り組みます。

第2章 子どもにとって大切な権利

(権利の保障と尊重)

第4条 この章に定める権利は、子どもが一人の人として育ち、学び、生活するうえで大切な権利として、保障されます。

- 2 子どもは、自分の権利を学び、大切にするとともに、他の人の権利を尊重するよう努めます。
- 3 子どもは、前項を達成するために、必要な支援や助言を受けることができます。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもには、安心して生きる権利があります。そのためには、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られ、尊い存在として大切にされること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい環境のもとで生活すること。
- (4) 平和で安全な環境のもとで生活すること。
- (5) 健康を保ち、適切な医療が受けられること。
- (6) 安心できる場所で眠れること。

(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもには、自分らしく生きる権利があります。そのためには、次のことが保障されます。

- (1) ありのままの自分が認められること。
- (2) 子どもというだけで、不当に扱われないこと。
- (3) 自分の気持ちや考えを大切にし、表現できること。
- (4) 自分のことを、年齢や発達に応じて自分で決めること。

(5) こころの安らぐ居場所を持ち、自由な時間を過ごせること。

(学び育つ権利)

第7条 子どもには、学び育つ権利があります。そのためには、次のことが保障されます。

- (1) 必要な知識や情報が得られること。
- (2) 教育を受けたり、自ら学んだりする機会が得られること。
- (3) 文化、芸術及びスポーツを通じて豊かな人間性を育む経験が得られること。

(遊び育つ権利)

第8条 子どもには、遊び育つ権利があります。そのためには、次のことが保障されます。

- (1) 遊びが大切にされること。
- (2) 遊びの場、時間及び仲間が得られること。

(ともに育つ権利)

第9条 子どもには、ともに育つ権利があります。そのためには、次のことが保障されます。

- (1) 保護者とこころあたたまる時間を過ごすこと。
- (2) さまざまな世代の人々と触れ合うこと。
- (3) 地域や社会の活動に参加すること。
- (4) 異文化と交流し、対話すること。
- (5) 自然に親しむこと。

(自分を守り、守られる権利)

第10条 子どもには、自分を守り、守られる権利があります。そのためには、次のことが保障されます。

- (1) 本人の意思や行動が尊重され、見守られること。
- (2) プライバシーが守られること。
- (3) あらゆる差別を受けないこと。
- (4) いじめ、虐待、体罰その他あらゆるこころや体への暴力から守られること。
- (5) 薬物濫用、性的搾取、誘拐その他あらゆる危害から守られること。
- (6) 自分を守るための適切な情報が得られること。
- (7) 困っていることや不安に思っていることを安心して相談できること。

(参加する権利)

第11条 子どもには、参加する権利があります。そのためには、次のことが保障されます。

- (1) 参加に必要な情報が得られること。
- (2) 参加の場で自分の気持ちや考えを表明することができ、尊重されること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が得られ、意思決定に参加すること。
- (4) 仲間をつくり、集まり、自治的な活動を行うことができ、適切な支援を受けられること。

第3章 大人による子どもの権利保障

(大人の責務)

第12条 大人は、子どもが生きるよろこびを感じられるよう、第3条に定める基本的考え方に基づき、前章で掲げた子どもにとって大切な権利を保障しなければなりません。

2 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分や自分以外の人やものを大切にする豊かな価値観を持つ人間になれるよう支援しなければなりません。

3 大人は、大人としての自覚を持ち、お互いの連携を大切にしつつ、子どものよき手本となれるよう努めなければなりません。

4 大人は、あらゆる差別、暴力及び危害から子どもを守らなければなりません。

(保護者の責務)

第13条 保護者は、子育てに第一義的な責任を持つものとして、家庭が果たす役割の大切さを認識し、次のことに取り組みなければなりません。

- (1) 子どもがこころ豊かに育つため、子どもの年齢や発達に応じた支援や助言をすること。
- (2) 子どもと向き合い、子どもの気持ちや考えに耳を傾け、十分に対話をする事。
- (3) 子どもが家庭で安心して過ごせるよう環境を整えること。

(施設関係者の責務)

第14条 施設関係者は、子どもの福祉や教育に携わる者として、次のことに取り組みなければなりません。

- (1) 子どもにとって最善の環境や学びとは何かを常に問いかけながら、子どもの活動の充実を図ること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを受け止め、説明し、意思決定に参加する機会を設けること。
- (3) 虐待又はいじめの予防及び早期発見に努めること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するため、研さんに努めること。

(地域住民の責務)

第15条 地域住民は、子どもとともに生活する地域社会の構成員として、次のことに取り組みなければなりません。

- (1) 子どもを地域社会の一員として認め、あたたかく見守ること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを大切にし、対話の機会をつくり出すよう努めること。
- (3) 子どもがこころ豊かに育つため、地域の行事や活動に参加する機会を設けること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するために、住民意識の高揚や地域力の発揮に努めること。

(町の責務)

第16条 町は、保護者、施設関係者及び地域住民と連携、協働し、子どもの権利を保障するために、必要な施策を実施しなければなりません。

2 町は、保護者、施設関係者及び地域住民が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援をしなければなりません。

3 町は、国や他の公共団体等と協力して、町の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。

第4章 子どもを大切にするまちづくりの推進

(子どもの権利の周知と学習支援)

第17条 町は、この条例と子どもの権利について周知を図るとともに、必要な取組を実施します。

2 町は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもが子どもの権利について学び、お互いを尊重し合うことができるよう必要な支援を行います。

3 町は、大人が子どもの権利について学ぶことができるよう必要な支援を行います。

(子育て家庭への支援)

第18条 町は、子育てをしている家庭に配慮し、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。

2 町は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に対し、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりに努めます。

(特別な支援が必要な子どもや家庭への支援)

第19条 町及び育ち学ぶ施設は、特別な支援が必要な子どもや家庭に配慮し、適切な支援をします。

(子どものこころや体への暴力に対する取組)

第20条 町は、子どもに対するこころや体への暴力の予防及び早期発見に取り組みます。

2 子どもは、自らが虐待を受けたときや受けていると思われる子どもを発見したときは、町や関係機関に相談することができます。

3 施設関係者及び地域住民は、子どもを見守り、こころや体への暴力を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに町や関係機関に通報しなければなりません。

4 町は、こころや体への暴力を受けた子どもを速やかに救済するために、関係機関と協力して必要な取組を実施します。

(子どもへの危害に対する取組)

第21条 町は、保護者、施設関係者及び地域住民と協力し、子どもが、子どもにとって有害な環境や犯罪の危害と接することがないように必要な取組を実施します。

2 町は、子どもが安全で、安心して暮らすことができるよう公共施設等の整備や必要な支援を行います。

(育ちを支える居場所づくり)

第22条 町は、子どもが仲間と集い、自治的な活動ができる居場所づくりを進めます。

2 町は、子どもが自然との触れ合いやさまざまな体験をしたり、異なった世代の人々と交流したりする場や機会を提供し、豊かな自己の育ちを支援します。

(意見表明や参加の促進)

第23条 町は、子どもに関する施策の計画や実施にあたっては、子どもが意見を表明したり参加したりできる環境の整備や機会の充実を図ります。

2 町、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めます。

(子ども会議)

第24条 町は、子どもを大切にするまちの実現に向けて、子どもの意見を聴くため、幸田町子ども会議を開催します。

(子どもに関する行動計画)

第25条 町は、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、子どもに関する行動計画(以下「行動計画」といいます。)を策定し、必要に応じて、その内容を見直します。

(子ども施策推進委員会)

第26条 町は、行動計画の策定及び円滑な推進を図るため、幸田町子ども施策推進委員会(

以下この条において「推進委員会」といいます。)を設置します。

- 2 推進委員は、子どもの権利に関わる人権、福祉及び教育の分野において知識や経験のある人のうちから、町長が委嘱します。
- 3 推進委員会の職務は次のとおりとします。
 - (1) 推進委員会は、子どもの権利に関わる総合的かつ計画的な施策について、町長の求めに応じ、その調査及び審議を行うこと。
 - (2) 推進委員会は、行動計画に関し自ら必要と判断した事項について調査や検証を行い、その結果を町長に報告すること。
- 4 町長は、推進委員会の報告又は調査審議の結果を尊重し、必要な措置を講じます。

第5章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(子どもの権利擁護委員会の設置)

第27条 町は、子どもの権利侵害に対して、適切かつ速やかな救済を図り、権利の回復を支援するために、幸田町子どもの権利擁護委員会（以下「擁護委員会」といいます。）を設置します。

- 2 擁護委員は、人格に優れ、子どもの権利を理解し、豊かな知識や経験のある人のうちから、町長が委嘱します。

(擁護委員会の職務)

第28条 擁護委員会は、次のことに取り組みます。

- (1) 子どもの権利侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために、助言や支援をすること。
 - (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整をすること。
 - (3) 調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して是正措置を講ずるよう勧告したり、改善を要請したりすること。
 - (4) 前号の規定による勧告又は改善の要請が速やかに実施されるよう、町に対し必要な取組を実施するよう要請すること。
 - (5) 勧告や要請を受けた者に対して、是正や改善の状況等の報告を求めること。また、その内容を申立人等に伝えること。
- 2 擁護委員会は、必要があると認めるときは、子どもの権利に関係する者に出席を求め、子どもの権利の保障等について意見を聴くことができます。
 - 3 擁護委員会は、必要に応じて町に対し施策を提言することができます。
 - 4 擁護委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(擁護委員会に対する支援や協力)

第29条 町は、擁護委員会の活動を支援します。

- 2 保護者、施設関係者及び地域住民は、擁護委員の職務に協力するよう努めなければなりません。

第6章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行します。
- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、第25条の規定により策定された行動計画とみなします。